

事 務 連 絡  
令和3年7月12日

各 都道府県・市町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる  
「育児支援」の取扱いについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護（家事援助）及び同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）のサービス提供に当たって、育児をする親が十分に子どもの世話ができないような障害者である場合の「育児支援」については、「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成21年7月1日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりお示ししていたところである。

今般、障害者総合支援法下における「育児支援」の取扱いについて、下記のとおり改めてお示しするので、御了知いただき、利用者一人ひとりの事情を踏まえて、適切なサービス提供がされるよう御留意いただきたい。

なお、本事務連絡の発出に伴い、旧事務連絡は廃止する。

## 記

### 1. 居宅介護等における「育児支援」の趣旨

居宅介護等における「育児支援」は、直接のサービス提供対象が利用者以外であるが、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものである。従って、居宅介護等における「育児支援」は、次の①から③の全てに該当する場合に、個々の利用者、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて、居宅介護等の対象範囲に含まれるものとする。

- ① 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合

## 2. 居宅介護等における「育児支援」の具体例

居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。なお、以下はあくまで具体例であることから、1の①から③の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者（親）に代わって行う上記の家事・育児等